佐賀県告示第 218 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から 次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

令和5年10月24日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林予定森林の所在場所

佐賀市富士町大字下無津呂字一本杉 613 番 1、613 番 4、652 番 1、652 番 7、667 番、699 番 1、699 番 2、字二本杉 1138 番、1193 番、1207 番、1237 番、字三本松 1521 番 2、1521 番 5、字水汲 2320 番 1、富士町大字藤瀬字本 村 405 番 1、434 番、字岳 1150 番 2

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及 び佐賀市森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)